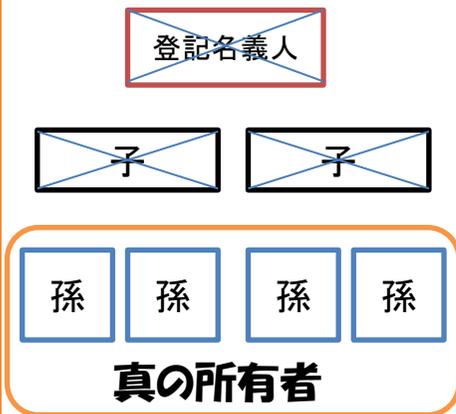


# ○所有者不明の予防

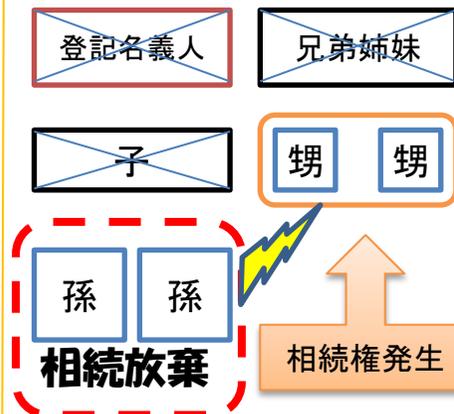
## 課題

(1) 相続未登記だと



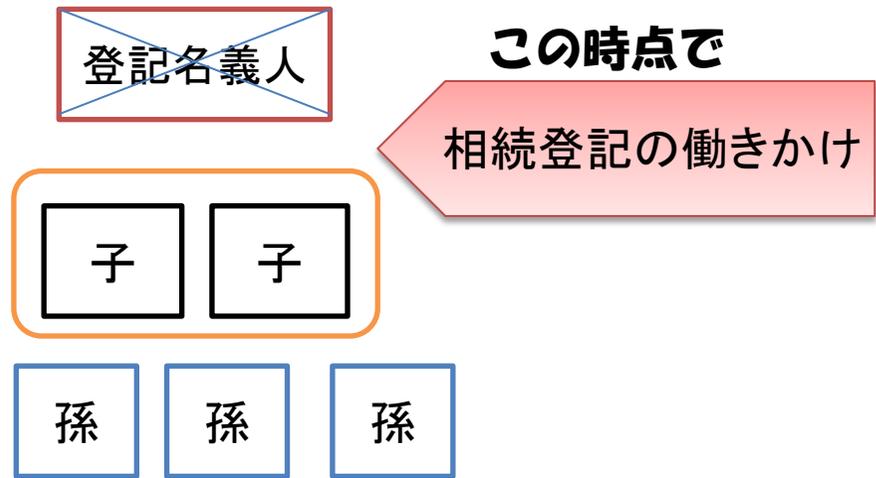
真の所有者等を特定するのに、戸籍等を追って行く必要があり相当の時間と労力を要し、解決困難状況となる。

(2) 相続権の認識が不足すると



所有者が死亡し、相続権者が相続放棄すると、関係が薄い親族に相続権が発生しているにも係らず、そのことを知るまでに時間を要する。

## ねらい



○相続未登記による弊害等の周知

○相続権の発生事由等の周知

⇒相続登記の促進による所有者不明の予防

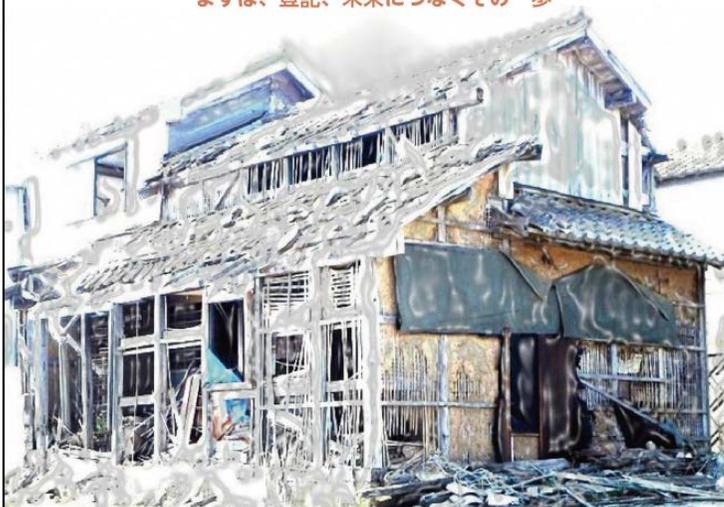
相続未登記の解消や相続発生事由の理解による所有者等の迅速な特定に繋がり、空家等がもたらす問題の解決を促進する。

# ○所有者不明の予防

## 相続登記促進パンフレット

### 相続登記ガイド

財産をしっかり引継ぎましょう。  
まずは、登記、未来につなぐその一歩



#### 目次

相続登記を放置することのデメリット	.....P1	相続登記のすすめ	.....P4
空家等の課題	.....P1	登記の手続	.....P4
相続登記までのフロー（ガイドマップ）	.....P2	空家等の所有や管理に関連する手続などのQ・A	...P5
相続の手続	.....P3	相続登記の手続を委託するために集める資料	.....P6

平成30年2月  
京都府 京丹後市

### 内容

- 相続登記を放置することのデメリット
- 空家等の課題
- 相続登記までのフロー（ガイドマップ）
- 相続の手続
- 相続登記のすすめ
- 登記の手続
- 空家等の所有や管理に関連する手続などのQ・A
- 相続登記の手続を委託するために集める資料

死亡手続等のタイミングで  
該当者（固定資産がある）に配布